

御代田町建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事とし、御代田町が発注する落札予定額（消費税を含む。以下同じ。）が130万円を超える工事を対象とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる費目ごとに算出した額（1円未満切り捨て。以下同じ。）の合計額とする。ただし、その額が落札予定額に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の8.5を乗じて得た額とし、落札予定額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 予算執行者が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、落札予定額に3分の2から10分の8.5までの範囲内で割合を乗じて得た額を最低制限価格に定めることができる。

(周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(落札資格の喪失)

第5条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札者は落札資格を喪失する。

(最低制限価格の対象外)

第6条 最低制限価格を設定することが不利と認められるときは、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。